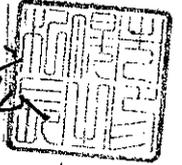


札幌市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月4日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第27号

札幌市税条例等の一部を改正する条例

(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第28条の5第1項中「第12項」を「第14項」に改める。
- (2) 第28条の7第1項第3号中「若しくは第3号」を「から第4号まで」に改め、「及び次号」を削り、同項第4号を削る。
- (3) 第44条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。
- (4) 第74条の2中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。
- (5) 附則第3条の2の3中「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に、「法人を」を「者を」に改める。
- (6) 附則第4条の6の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。
- (7) 附則第5条の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改める。
- (8) 附則第5条の5第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和8

年3月31日」に改め、同条第3項ただし書及び第5号を削り、同条に次の2項を加える。

- 4 第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定による通知を受けたことを証する書類として法附則第15条の7第4項の総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定を適用する。
 - 5 第3項に規定する期間の経過後に同項の申告書又は前項の書類が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該申告書又は当該書類に係る認定長期優良住宅につき第1項又は第2項の規定を適用する。この場合において、第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする者又は前項の管理者等は、当該申告書又は当該書類に当該期間内に提出することができなかつた理由をあらかじめ記載しなければならない。
- (9) 附則第5条の7第1項、第3項、第4項、第6項、第7項、第9項、第11項及び第12項並びに第5条の7の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。
- (10) 附則第10条の2中第8項を削り、第7項を第8項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。
- 5 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
- (11) 附則第10条の2第9項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条に次の1項を加える。

10 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(12)附則第15条の2の2の2第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(札幌市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市税条例の一部を改正する条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

(札幌市債権管理条例の一部改正)

第3条 札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改める。

(札幌市下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第4条 札幌市下水道事業受益者負担金条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中札幌市税条例第74条の2及び附則第4条の6の2の改正規定
令和7年1月1日

(2) 第1条中札幌市税条例第28条の7第1項の改正規定(同項第3号中「若しくは第3号」を「から第4号まで」に改める部分を除く。) 札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例（令和6年条例第28号。以下「廃止条例」という。）の施行の日

(3) 第1条中札幌市税条例附則第3条の2の3の改正規定及び第2条の規定

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

- (4) 第1条中札幌市税条例第28条の7第1項第3号の改正規定（「若しくは第3号」を「から第4号まで」に改める部分に限る。） 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和6年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 廃止条例による廃止前の札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成26年条例第32号）別表で定める控除対象特定非営利活動法人に対する第1条の規定による改正前の札幌市税条例（以下「旧条例」という。）第28条の7第1項第4号に規定する寄附金の控除については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例第44条の規定は、令和6年4月1日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、同年3月31日以前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

3 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された旧条例附則第5条の4第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10条の2第5項の規定は、令和6年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定

による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）
附則第15条第25項第2号に規定する特定バイオマス発電設備に対して課
すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第10項の規定は、令和6年4月1日以後に整備
される新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等に対し
て課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。